

第二次群馬県循環型社会づくり推進計画（概要）

1. 計画策定の趣旨

- 「群馬県循環型社会づくり推進計画」（以下「前計画」という。）は、「群馬県循環型社会づくりビジョン」（平成14年3月策定）及び「第2次群馬県廃棄物処理計画」（平成18年3月策定）を統合したもので、平成23年3月に策定しました。
- 前計画の計画期間が平成27年度で終了するにあたり、これまでに進めてきた各主体の取組を検証し、新たな計画期間における、廃棄物の適正処理、ごみの減量及び資源の循環的な利用に向けた取組の指針として「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。
- 本計画では、循環型社会実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すとともに、国において策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月）を踏まえ、循環させる資源の「量」に着目した取組に加え、資源の性質を活かす「質」の高い資源の循環的な利用を実現する循環型社会づくりを目指します。

2. 計画期間

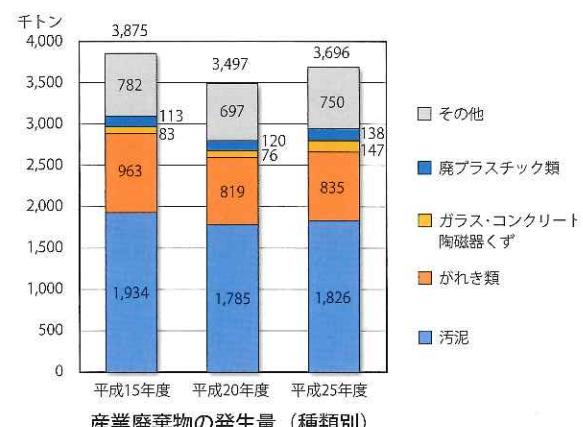
平成28年度から平成31年度までの4年間（平成29年度は計画2年目です。）

3. 計画の構成

- 基本構想 「基本理念」及び「基本目標」で構成されます（4ページ参照）。概ね2030年までの長期を展望し、群馬県における、これから廃棄物の適正処理及び循環型社会の姿を示し、この実現に向けた取組の基本指針及び目標を定めています。
- 基本計画 各主体において期待される役割を示すとともに、平成28年度から平成31年度までの4年間ににおいて県が重点的に取り組むべき施策を定めています。

4. 廃棄物の現状

- 一般廃棄物 1人1日当たりの排出量は1,031gで全国ワースト3位（ごみステーションで回収される家庭から排出される可燃ごみは575gで、全国ワースト1位）（平成27年度）
- 産業廃棄物 発生量は平成20年度と比べて5.1%増加（平成25年度）



5. 循環型社会づくりのための展望（概ね2030年に向けた基本構想）

○基本理念

廃棄物の適正処理を更に推進させながら、群馬県の地域特性を活かして、廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質に応じた「質」の高い循環的な利用を実現します。

○基本目標

- (1) 県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量
及び資源化の推進
- (2) 「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
- (3) 地域循環圏の形成による地域創生の実現
- (4) 大規模災害時にも対応できる広域処理体制の構築

○重点施策

- (1) 地域循環圏形成に向けた取組の推進
- (2) 容器包装廃棄物等の資源化の充実
- (3) 生ごみの減量と循環的な利用に向けた取組の推進
- (4) 家庭ごみ処理に関する手数料の有料化
- (5) ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援
- (6) 災害発生における廃棄物の広域的な処理体制の構築

6. 基本計画における将来目標（平成28年度から平成31年度までの4年間）

○一般廃棄物の減量化の目標値

指 標	現状 (平成27年度)	本計画 目標 (平成31年度)	参考 (国の「第三次循環型社会 形成推進基本計画」)	
			平成32年度目標	平成12年度比
1人1日 当たり 排出量	全体	1,031g	913g以下	890g 総量▲25%
	生活系	716g	625g	－ ▲25%
	事業系	259g	228g	－ 総量▲35%
	集団回収	55g	60g	－
再生利用率	15.4%	25%以上	－	－
最終処分量	82千トン	79千トン	－	－

【新 目 標】*	現状 (平成27年度)	本計画目標 (平成31年度)	増減量 (%)
県民1人1日当たりの 生活系収集可燃ごみの排出量	575g	464g	▲111g (▲19%)

*県民の日々の家庭での取組の成果を「見える化」するために本計画で新たに設定しました。

○産業廃棄物の減量化の目標値（畜産系を除く）※平成25年度が、最新の数値

指標	現状 (平成25年度)	第二次計画目標 (平成31年度)
排出量	3,696千トン	3,500千トン以下
再生利用率	49.0%	53%以上
最終処分量	107千トン	84千トン以下

7. 焼却処分されたごみの組成分析について

平成27年度に本県内の焼却施設で受け入れたごみの組成分析結果を見ると、湿重量比で生ごみが32.7%と最も多く、次いで紙・布類が32.2%、ビニール・合成樹脂などが16.6%です。

不要として焼却処分されたものの中には、たくさんの有用な資源（循環資源）が含まれており、分別すれば何度も活用することができます。

ごみの排出自体を削減することは更に重要です。

生ごみの発生を抑制し、減量するため、3切り（使い切り、木、竹、わら類10.1%、食べ切り、水切り）の実践をお願いします。



焼却施設（溶融施設含む）におけるごみ組成分析結果（湿重量比）

8. 本計画に掲載されているコラムについて

本計画では、県民の皆さんに向けて9つのコラムを掲載しています。

ごみの減量やリサイクルに取り組む際のヒントにしてください。

以下、コラムの一部を抜粋して紹介します。（時点修正などの編集を加えている箇所があります。）

【コラム7】「私は、何を、したらしいの？」

1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量は、平成25年度実績で583g（平成27年度実績は575g）でした。

本計画では、1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量を、一年に約20gずつ減らし、平成31年度までに464g以下にする新たな目標を設けました。

それでは、目安としてその半分の10gのごみは、どれくらいの量なのでしょうか。

例えば、

○名刺サイズの紙でも雑古紙に分別する。

→10枚の分別で10g（名刺1枚約1g）

○マイバッグを持参する。

→レジ袋の辞退1枚で10g（約40cm×約50cmのレジ袋1枚約10g）

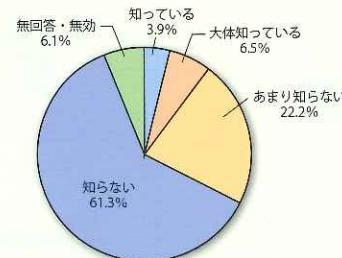
などが考えられます。

*数値等の一部は、「前橋市一般廃棄物処理基本計画」を参考にしました。

【コラム5】えっ、ワースト3位？（県民意識調査の結果）

平成26年度に実施した、「循環型社会づくりに関する県民等意識調査」の結果によると、次のような県民意識の傾向が見られます。

今回の調査では、新たに「群馬県のごみの排出量や全国の順位（調査時ではワースト3位）」を知っていたかどうかを尋ねました。結果は、「知らない」が61.3%、「あまり知らない」が22.2%という結果でした。



第二次群馬県循環型社会づ

今後4年間の取組の柱	施策の項目	施策展開
<p>1 2R(リデュース・リユース)の促進による資源ロスの削減</p> <p>2 循環資源の量の確保と質の高い資源循環による地域創生の基盤の構築</p> <p>地域の循環資源を活かす リサイクルの推進</p>	<p>(1)ごみを発生させないライフスタイルの変革の推進</p> <p>(2)市町村等が実施する2R事業への支援・拡大</p> <p>(3)生ごみの減量、食品ロスの削減</p> <p>(1)質の高い資源の循環に向けた普及・啓発</p> <p>(2)民間の回収・処理ルートの整備</p> <p>(3)リサイクル関連産業の振興</p> <p>(4)バイオマス活用システムの構築</p>	<p>ア 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進</p> <p>イ 県民への啓発活動（ぐんま3R宣言等）の推進</p> <p>ウ 住宅の長寿命化の促進</p> <p>ア 2Rに関する施策の導入に向けた支援</p> <p>イ 市町村で実施している2Rの実施状況の情報共有</p> <p>ウ 2Rに関する事業の連携及び広域化</p> <p>ア エコ・クッキング、台所の生ごみの水切り、堆肥化等、家庭ができる生ごみの減量対策の啓発及び普及</p> <p>イ 食品ロスの削減の推進</p> <p>ア ごみの分別区分等、ルールの標準化に向けた取組の支援</p> <p>イ 分別ルールの徹底を図るための普及・啓発</p> <p>ア 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進【再掲】</p> <p>イ 県民が利用しやすい資源ごみの回収方法、回収ルートの開拓</p> <p>ウ 新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収品目の拡大</p> <p>エ 民間処理ルートの充実</p> <p>ア 循環資源の積極的な利用促進</p> <p>イ 廃棄物等の有効利用を図る優良事業者の育成</p> <p>ウ 処理施設の確保に向けた支援</p> <p>エ グリーン購入等、再商品化された品目の積極的な利用促進と市場の拡大の支援</p> <p>オ 廃プラスチックをはじめとする農業用廃資材の適正処理と有効利用の促進</p> <p>カ 廃石膏ボードの再生利用の促進（半水石膏路床改良工）</p> <p>ア バイオマス活用推進計画の推進</p> <p>イ 生ごみのバイオマス活用率の向上</p> <p>ウ 木質バイオマスの利用促進</p> <p>エ 食品リサイクルの推進</p> <p>オ 建設発生木材の再資源化</p>

クリエイティブリサイクル推進計画 施策体系図



【コラム4】 《で・き・る・こ・と・か・ら》(ぐんま3R宣言)

群馬県内では、平成27年度に1人1日当たり1,031gもの一般ごみ（家庭ごみ等）が排出されています。これは全国平均の939gと比べると約1割多く、全国でワースト3位となっています。

そのうち、家庭から日常的に排出される可燃ごみは、1人1日当たり575gグラムで、全国でワースト1位です。群馬県民は、日常生活において「日本一ごみを出す県民」ということになります。

こうした状況を改善するためには、毎日の生活で、県民のみなさんに3Rを実践していただくことが不可欠です。そこで県では、「ぐんま3R宣言」の取組を始めました。

ぐんま3R宣言とは、県民一人ひとりに実践していただきたい3Rの取組を気軽に宣言し、実行していただくためのツールで、ECOぐんまのホームページ＊に開設しています。宣言をするとぐんまちゃんのイラストが入った宣言書がダウンロードできます。

* ECOぐんま URL…http://www.ecogunma.jp/f_3r/

この計画の策定に合わせ、宣言していただく3Rの取組の主な実践例を、

《 で・き・る・こ・と・か・ら 》

という語呂合わせにしましたので、3Rの実践に向けた最初の一歩としてご活用ください。

でかける時は、マイバックを持参します。（リデュース）

きちんと食べきり、生ごみを出しません。（リデュース）

ルールに従い、分別を徹底します。（リサイクル）

こつこつと生ごみの水切りを徹底します。（リデュース）

ともだちと、古着と思い出を分かち合います。（リユース）

買（か）い物の際は、店頭回収BOXを利用します。（リサイクル）

ライフスタイルを「で・き・る・こ・と・か・ら」見直し、実践します。

さあ、みなさんも「ぐんま3R宣言」に参加して、日頃から3Rを実践しましょう。

